

奈良市消防局からのお知らせ

平成29年4月1日から

違反対象物公表制度が始まります



消防法令違反の建物を奈良市のホームページに公表します

【違反公表制度】

建物を利用される方自身が安全の判断ができるために、建物に重大な消防法令違反が認められる場合、その名称等を公表するものです。

【公表制度の対象となる建物】

多数の方や自力で避難をすることが難しい方が利用する建物
劇場・映画館・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設などです。

【公表制度の対象となる違反】

義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない違反です。

【公表内容】

- ・ 建物の名称【例：〇〇ビル】
- ・ 所在地【例：奈良市〇〇町〇 - 〇】
- ・ 違反の内容【例：自動火災報知設備の未設置】



【建物所有者のみなさまへ】

重大な違反はもとより、火災予防上の不備がないよう、防火管理を適切に行ってください。また、建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。



【問合せ先】

奈良市消防局予防課	0742-35-1192	奈良市西消防署	0742-45-7621
奈良市中央消防署	0742-22-7051	奈良市北消防署	0742-71-9119
奈良市南消防署	0742-35-1149	奈良市東消防署	0743-82-0513